07 財務省（特区第14次 再々検討要請）

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
070010	揮発油の数量測定に質量流量計を使用する場合の器差試験方法の簡素化	個別通達： 昭和44．11．18付 間消3－27 蔵関第3223号	揮発油税及び地方道路税は、揮発油の容量に応じて課税する従量税であることに鑑み、流量計によって計測している場合には、計量法（平成4年法律第51号）に規定する基準器検査に合格した基準器を使用して直接計測した容量と、当該流量計を使用して計測した容量を比較して、その差が一定の範囲内にあるかどうかを試験することとしている。 この試験は、納税者の事務負担の軽減等の観点から、おおむね2年に1回以上行うこととしている。	揮発油税法では、取引流量計の規定は定められておらず、通達（蔵関第3223号）で数量測定に流量計を使用する場合の定義がされている。この通達により、精度的に優れている質量流量計が使用できないのが現状である。 通達（蔵関第3223号）では、揮発油の数量測定に流量計を使用する場合、流量計の種類は特定しないが、容量（リットル）が測定できること、±0.2%の精度があること等が必要となっている。今回使用したい質量流量計は、計測精度が±0.1%であり十分な精度があるが、計測が質量であるため、条文で定義されている流量計の器差試験方法に当該流量計の機能検査を確認するための試験方法がそぐわない。 そこで、通達にて質量流量計の器差試験方法についても認めてもらいたい。	従来の器差試験方法は、同じラインで流体を流し、基準器（オイルメーター）と器差試験を行う流量計でそれぞれ容量の測定を行い、基準器との測定値の比較による器差試験を行うのに対し、質量流量計では、ロードセル（秤）で計量した流体（水）を、器差試験を実施する流量計で測定し、測定質量との差を測るものであり、器差試験方法が異なる。質量流量計でも、前者と同様の試験は可能であるが、質量を測定する流量計の特性とは異なり、本来の質量流量計の器差試験と合計2回受験する必要があることから、費用が増大する。また、2回受験することで、器差試験に要する期間が増大し、この間、数量測定ができず、工場の操業に支障をきたすこととなる。このことから、揮発油の測定に質量流量計を使用する場合に、質量流量計の器差試験方法も認められるようにしたい。 【補足】通常の揮発油申告は容積で申告するようになっているが、質量流量計を使用する際、密度の測定結果も出力できることから、計測コンピュータ等で質量と密度より容積（リットル）を演算し、出力することが可能である。このことから、揮発油の通常申告は容積（リットル）でも申告できるため問題ないと考える。	D	-	本件通達で流量計の積算計の単位が容量であることを要件としているのは、揮発油税及び地方道路税が、揮発油の容量に応じて課税する仕組みを採っていること等に鑑み定めているものである。 したがって、流量計の構造のいかんを問わず、基準器を使用して直接測定した容量との比較（器差試験）を行うことが必要であると考えている。 なお、本要望のような、通達の要件を具備しない流量計を使用したい旨の申出が税務署長又は税関長に対してなされた場合には、石油類の数量測定の実態等から見て、その申出に相当の理由があると認められるときには、それによることを認めているところである。	右記提案主体からの意見について回答されたい。	本提案内容に対する回答には、通達（蔵関第3223号）の要件を具備しない流量計を使用したい場合は税務署長又は税関長に対して申出を行い、その申出に相当の理由があると認められるときには、それを認めているところである。とあるが、それが何処に明示されているかご教示願いたい。 また、質量流量計の使用を認める条件として、次の条件を満たせば認められるものと考えて良いのかご意見を伺いたい。 ・質量流量計の器差試験に合格していること。（ロードセルによる質量流量計の器差試験方法） ・相当程度の精度をもつ容量表示機能を具備していること。	D	-	通達の要件を具備しない流量計を使用したい旨の申出が税務署長等に対してなされた場合には、本件通達5（2）（特例等）にあるように、石油類の数量測定の実態等から見て、その申出に相当の理由があると認められるときには、それによることを認めているところであり、所轄税務署長又は東京国税局若しくは大阪国税局の揮発油税等広域審理担当等に個別に相談されたい。 【参考】 揮発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する場合の取扱いについて（抜粋） （特例等） 5　1《要件》に定める要件を具備しない流量計により石油類の数量を測定している場合の取扱いは、次によること。 (1)（省略） (2)(1)に規定する場合のほか、当該流量計により測定した石油類の数量を課税標準等の数量としたい旨の申出があった場合で、石油類の数量測定の実態等からみて、その申出に相当の理由があると認められるときは、税務署長又は税関長は（税務署長は国税局長を経由して）、意見を付けて国税庁長官又は財務省関税局長にその旨を上申する。 (3)（省略） 国税庁ホームページ ホーム＞税について調べる＞法令解釈通達＞間接税関係　個別通達目次＞揮発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する場合の取扱いについて				1 0 2 0 0 1 0	大分コンビナート立地企業連絡協議会	大分県	財務省
070020	容器包装リサイクルルートを活用した容器包装以外のプラスチックの資源化	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 （第1条、第2条、第11～14条、第21～32条） ・容器包装廃棄物の分別収集に関する省令　第2条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第6条の2	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）では、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出したものを市町村が分別収集し、特定事業者（容器・包装の利用・製造事業者）が再商品化を行うことを規定している。実際には、ほとんどの特定事業者は、再商品化を指定法人に委託し、再商品化費用を支払っている。 容器包装リサイクル法の対象となる容器包装は、家庭から排出されるスチール缶、アルミ缶、ガラスびん、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の8種類となっており、このうち、スチール缶、アルミ缶、段ボール及び紙パックについては、事業者に再商品化義務は課されていない。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とともに容器包装リサイクルルートで資源化できるようにする。	実施内容： 容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。 収集後、選別施設で他素材のもの等を除去し、容器包装以外のプラスチックも容器包装リサイクルルートで資源化する。 その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。 （再商品化手法について自治体の事情に配慮するよう務める。） 提案理由： 本市では、容器包装リサイクル法の完全施行にあわせ、平成１２年度からプラスチック製容器包装のリサイクルを開始した（年間約3万トン）。 リサイクルの成果としてプラスチックごみが半減した。この結果、廃棄物処理に伴うCO2排出量もほぼ半減した。 CO2排出量をさらに削減するため、容器包装以外のプラスチックについてもリサイクルしていきたい。 そのため、すぐれたシステムである「容器包装リサイクル」ルートを活用し、容器包装以外のプラスチックをリサイクルできるようにする。 このことにより、 ①市民は分別に迷う容器包装以外のプラスチック(クリーニングの袋、家庭で使用したラップ、CDのケースなど)をプラスチック製容器包装と同じ袋で出すことができる。 市民が分別時に迷うことがなくなり、さらに、プラスチック製容器包装の回収率も向上させることができる。 ②「容器包装リサイクル」ルートを活用することにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。 代替措置： 容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。	C	I	本提案は、容器包装以外のプラスチック製品の廃棄物について、容器包装リサイクル制度を利用して、プラスチック製の容器包装廃棄物と混合した状態で容器包装リサイクルルートを担う指定法人（（財）日本容器包装リサイクル協会。以下、「容リ協会」という。）に引き渡すというものである。 循環型社会形成推進基本法では、焼却・埋立よりもリサイクルを優先することとしており、本提案のようにできるだけリサイクルに回したいとする考えは、同法の考えに合致し、加えて、量的拡大により、現行のプラスチックリサイクル制度の安定的実施に資するものであり、また、循環型社会の形成と低炭素社会の構築を進める点は、循環型社会形成推進基本計画において示す「循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会に向けた展開」に資すると考え得るが、以下の点から特区としての対応は不可能である。 本提案では、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担するということであるが、再商品化義務量の算定・費用負担については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第11条～13条において厳格に規定されているところであり、提案のようにプラスチック製容器包装と容器包装以外のプラスチックを混合した状態で指定法人に引き渡す場合、各々の割合を合理的方法により算出することが必要である。合理的方法で実施することが出来ない限り、特定事業者に対し、法の定める義務を上回る負担をさせる可能性があり、本提案は不適当である。 また、同じプラスチックであっても、容器包装のものとそうでないものでは組成が異なり、後者については一般に硬質プラスチックを多く含むとされるため、混合されたプラスチックについては、容リ協会が行うリサイクルにおいて優先的に取扱われる材料リサイクルでの取扱が困難であると考えられる。これは、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合取りまとめ」（平成19年6月）において、「多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを確保しつつ」「材料リサイクル手法の質を高める」とされる政策の方向性に反する。 この前提として、平成18年の容器包装リサイクル法の改正では、質の高い分別収集を行った市町村に事業者が資金を拠出する仕組みが創設されている。これは、市町村が分別収集の質を向上させた場合、再商品化の処理コストの低減等により、当初想定していた再商品化に要する費用よりも、実際に再商品化に要した費用が下回ることとなるため、この下回った差額のうち、当該市町村の寄与分として算定された額を指定法人等が市町村に支払うというものであり、市町村が分別基準適合物の品質向上を行うことを、資金的インセンティブを付与して推進するものである。改正法の衆参両院の附帯決議においても、再商品化の質的向上が求められているところである。仮に、本提案どおり混合した状態で収集することに伴って、分別意識の希薄化に繋がるのであれば、本法が想定する分別基準適合物の品質の確保とその向上の流れに逆行するものであり、特区としての対応は不適当である。 さらに、本提案は、当面の対策として、過渡的に特区制度を活用し自治体負担によるリサイクルを行うとする一方、容器包装以外のプラスチックについても拡大生産者責任の徹底を求め、関係事業者にリサイクル費用の負担を課す方法を目指すべきとしている（添付資料「容器包装以外のプラスチック処理検討委員会報告書（容器包装以外のプラスチック処理のあり方について（報告）」18頁）が、仮にこうした事業者費用負担について、中身を消費後に廃棄せざるを得ない容器包装以外の品目についても導入することを前提とした特区提案は、受け入れられないものである。 加えて、容器包装リサイクル法は、容器包装の利用・製造事業者である特定事業者に対し、その利用・製造する量に応じて再商品化義務を課すものであり（容器包装リサイクル法第11条～13条）、指定法人である容リ協会は、この特定事業者の義務を代行するものである（容器包装リサイクル法第14条、第21条～32条）。一方、上記の範囲を超え、指定法人が法定業務として市町村から容器包装以外のプラスチックを引き取ることは、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月閣議決定）における「国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させる仕組みの新設は抑制する」の趣旨に反することから適当でない。協会が法定業務以外の独自業務として実施するのであればこの限りではないが、特定事業者の負担分は、一切生じないこととなる。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	①合理的方法による容器包装以外のプラスチック割合については、協会が毎年実施している「ベール品質調査」を活用すれば算出可能である。 ②家庭系プラスチックの多くがPEとPPであり、「材料リサイクルでの取扱が困難」とはいえない。 ③「分別向上への熱意」ゆえの提案であり、「分別意識の希薄化」につながるものではない。 ④本提案は、「事業者費用負担が現状を上回らないこと」を前提としている。「事業者費用負担について、容器包装以外の品目についても導入することを前提」としたものではない。 ⑤もう一歩踏み込んで、プラスチックリサイクルについて積極的な展望のご教示をお願いしたい。 （意見の詳細は補足資料に記載）	C	I	〇容器包装以外のプラスチックの割合の算出について 確かに、（財）日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協会」という。）では、市町村から容リ協会に引き渡されるプラスチック製容器包装ベールについてその品質の調査（以下「ベール品質調査」という。）を行っているところであるが、このベール品質調査は、市町村から引き渡されるベールが容器包装リサイクル法に基づき特定事業者が再商品化義務を負う特定分別基準適合物に該当するものか、容リ協会が定める「引き取り品質ガイドライン」に基づき調査するものであり、原則年に1回しか行われないこと、現在特定事業者が負う再商品化義務量の算定には、ベール品質調査の結果は使用していないことなどに鑑みても、これをもって直ちに特定事業者と市の負担割合を決するための調査として利用することは適切とは言えない。仮に調査頻度を増やして負担割合の算定に用いる場合であっても、特定事業者の再商品化義務量の算定が容器包装リサイクル法11条～13条において厳格に定められている以上、ベール品質調査が特定事業者の義務量を決することになることから、単なる運用ではなく法の根拠をもって行うことが必要になる。 〇リサイクルの高度化について 1次回答において述べたとおり、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合取りまとめ」（平成19年6月）において、「多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを確保しつつ」「材料リサイクル手法の質を高める」とされており、また、改正容器包装リサイクル法の衆参両院の附帯決議においても、再商品化の質的向上が求められているところである。 提案主体からいただいた御意見は、家庭系プラスチックの多くがPEとPPであるというものであり、その参考資料として補足資料2「プラスチックの種類と使用比率」を御提出いただいているが、補足資料2中の「廃プラスチックの総排出量・比率」のグラフは、家庭から排出される廃プラスチックのみならず産業廃棄物である廃プラスチックも含んだ組成割合を示したものであり、本特区提案が言う、家庭から排出される廃プラスチックであってプラスチック製容器包装に該当しないものについての組成割合を示したものではないことから、補足資料2のデータに基づいて、プラスチック製容器包装の廃棄物と家庭から排出される容器包装以外のプラスチックの組成割合に大差がなく材料リサイクルに支障がないと判断することは早計である。 実際、補足資料2によったとしても、再商品化に支障をきたす塩化ビニル（PVC）の成分が倍になるなど、分別基準適合物の品質の確保とその向上の流れに反することとなる。 〇容器包装リサイクル法における事業者負担について 本提案の添付資料として提出いただいた、提案主体が設置した検討会の報告書「容器包装以外のプラスチック処理検討委員会報告書（容器包装以外のプラスチック処理のあり方について（報告）」によれば、「容器包装以外のプラスチックも拡大生産者責任の徹底を」求めていく一方、「当面の対策」として「「構造改革特区」を活用し、特例として「容器包装リサイクルルート」の活用」を提案するものとしており、本提案が「容器包装以外のプラスチックも拡大生産者責任の徹底を」求めていく際の過渡的な措置であることが見て取れる。 また、再検討要請に当たり、「現行法の枠内で可能な、現実的な方法」として本提案を提出しているとの意見をいただいているが、本提案は、以下の理由から、現行法の枠内で可能とは言い難い。「容器包装リサイクルルートの活用」は、容器包装リサイクル法に基づいて容リ協会が混合ベールを引き取り、容器包装に該当する部分については特定事業者に再商品化費用を負担させようとするものと考えられるが、非容器包装を混合したベールは異物の除去を求める分別基準に適合せず、また、分別基準は「容器包装廃棄物について分別収集して得られた物のうち」定めることとされているので、特定事業者が再商品化義務を負う特定分別基準適合物とはなり得ない。したがって、特定事業者が負担すべき再商品化費用は一切生じないことになる。そもそも、廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、市町村は一般廃棄物の処理について統括的な責任を有しており、容器包装リサイクル法は、この特例として、拡大生産者責任の考え方を取り入れ分別基準適合物について特定事業者に再商品化義務を課しているものである。容器包装リサイクル法に基づいて指定法人が引き取るにも関わらず、特定事業者の負担分がその一部に限定されることになれば、あえて拡大生産者責任に基づく特例法を設けた意義を失わせることになる。 〇プラスチックリサイクルについての展望について 容器包装以外のプラスチックを始め、現行法の対象となっていない廃棄物のリサイクルの在り方については、次回容器包装リサイクル法の評価・見直しを行う際の重要な論点の1つになり得ると考えているが、現時点においては、改正容器包装リサイクル法において、質の高い分別収集を行った市町村に事業者が資金を拠出する仕組みが制定されたところであり、これを円滑に施行していくことが重要であると考えている。 〇容リ協会が独自業務として再商品化を行う場合について 御質問の点について、「協会が独自業務として実施するのであれば、特定事業者の負担分は、一切生じないこととなる」とは、現行法の下で容リ協会が独自業務としてベールを引き取る場合、容器包装以外のプラスチックと混合状態にあるプラスチック製容器包装はについて特定事業者が再商品化義務を負う特定分別基準適合物に該当しないことから、その再商品化に係る費用をについて、容器包装部分も含め一切負担する理由がなく、その費用を負担することはないということを指す。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	①本市負担分についての課題は、具体的な方法を協議し、特定事業者及び市の双方が納得できる方法を採用すれば、解決可能と考える。 ②家庭用品プラスチックの大半はPP・PEであり、塩化ビニルはごくわずかである。また、塩化ビニルは比重差選別等で容易に除去できることから、材料リサイクル手法の質を高めることに反しない。 ③拡大生産者責任に関する「将来展望」についての見解の相違を理由に、「当面の提案」を否定する論拠とすることは、不適当と考える。 ④混合状態にあるとしても、容器包装以外のプラスチックについてのみ本市の負担とすることが、適切であると考える。		1 0 2 5 0 1 0	名古屋市	愛知県	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省
070031	地域の特産品を使った焼酎（じゃがいも等）の製造に伴う規制緩和 （①地方公共団体に対する製造免許）	酒税法第7条第1項 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第2編第7条第1項関係の4	地方公共団体に対しては、試験製造免許を除き、酒類等の製造免許を付与しない。 ただし、地域の実情を踏まえ、他に一般の参入希望者がなく、かつ、民間等からの出資による第3セクターの設立も困難で、事実上、地方公共団体以外には事業を行うことができないなど、特段の事由があり、酒類等製造事業の実施が地方公共団体の議会の議決により決定される場合は、この限りでない。	過疎化等が進む地方自治体においては、地方公共団体が自ら産業振興を推し進めなければならない場合がある。そのため次の3点の規制緩和を望む。 ① 地方公共団体に対しての製造免許について、地域の活性化を図るための場合等は、試験免許以外の製造免許を与える。 ② 特産品であることの認知度について、ブランド化等を進めていることを考慮し、その定義づけを緩和すること。 ③「製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル」を半分程度までさげること。	新規の雇用を創出する目的で、村が直接酒類製造免許を取得し醸造工場を稼動させたい。 しかし、税務署との数度の協議において、次の3点を指摘されている。 ① 地方公共団体に対して製造免許は、試験免許以外は原則として与えない。 ② 檜原村のじゃがいもが特産品であることの認知度の問題 ③ 製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル、720ミリリットル瓶で約14，000本程度の生産設備が必要 そのため、村内（村）での製造ができず、北海道での委託製造となっているため、焼酎製造免許の規制緩和を求めるもの	D	-	地方公共団体と民間企業とでは、法人税法等の税制上の取扱いに大きな相違があり、競争条件が異なっていることから、地方公共団体に対する免許付与については、試験のために酒類を製造しようとする場合以外は、原則として認めないこととしている。 ただし、その地域の実情を踏まえ、他に一般の参入希望者がなく、民間等からの出資による第3セクターの設立も困難で、事実上、地方公共団体以外には事業を行うことができないなどの特段の事情があり、酒類の製造事業の実施について議会の議決により決定される場合には、試験免許以外の製造免許を付与することも可能としている。			D						1 0 2 4 0 1 0	檜原村	東京都	財務省

07 財務省（特区第14次 再々検討要請）

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
070032	地域の特産品を使った焼酎(じゃがいも等)の製造に伴う規制緩和（②「特産品」の定義の緩和）	酒税法第10条第11号 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第2編第10条第11号関係の2(4)	単式蒸留しょうちゅうの製造免許については、①清酒製造業者がかす取りしょうちゅうを製造する場合、②特産品しょうちゅうを製造する場合、③単式蒸留しょうちゅう製造業者が企業合理化を図るため新たに製造場を設置しようとする場合に、付与することとしている。	過疎化等が進む地方自治体においては、地方公共団体が自ら産業振興を推し進めなければならない場合がある。そのため次の3点の規制緩和を望む。 ① 地方公共団体に対しての製造免許について、地域の活性化を図るための場合等は、試験免許以外の製造免許を与える。。 ② 特産品であることの認知度について、ブランド化等を進めていることを考慮し、その定義づけを緩和すること。 ③「製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル」を半分程度までさげること。	新規の雇用を創出する目的で、村が直接酒類製造免許を取得し醸造工場を稼動させたい。 しかし、税務署との数度の協議において、次の3点を指摘されている。 ① 地方公共団体に対して製造免許は、試験免許以外は原則として与えない。 ② 檜原村のじゃがいもが特産品であることの認知度の問題 ③ 製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル、720ミリリットル瓶で約14，000本程度の生産設備が必要 そのため、村内(村)での製造ができず、北海道での委託製造となっているため、焼酎製造免許の規制緩和を求めるもの	D	-	単式蒸留しょうちゅうの製造免許にかかる「特産品」とは、①地方公共団体による振興計画が策定されているなど、当該地方の特産品として育成することが確実な産品、又は②当該産品を主原料とした商品が多数あるなど、一般的に当該地域における特産品として認知されている産品、としている。 したがって、現在、「特産品」としての認知度が低い場合であっても、地方公共団体による振興計画が策定されているなど、今後、特産品として育成することが確実と認められる産品であれば、これを主原料とした単式蒸留しょうちゅうの製造免許を付与することも可能としている。			D						1024010	檜原村	東京都	財務省
070033	地域の特産品を使った焼酎(じゃがいも等)の製造に伴う規制緩和（③酒類の製造免許の要件緩和）	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量（単式蒸留しょうちゅうは10 キロリットル）に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	過疎化等が進む地方自治体においては、地方公共団体が自ら産業振興を推し進めなければならない場合がある。そのため次の3点の規制緩和を望む。 ① 地方公共団体に対しての製造免許について、地域の活性化を図るための場合等は、試験免許以外の製造免許を与える。。 ② 特産品であることの認知度について、ブランド化等を進めていることを考慮し、その定義づけを緩和すること。 ③「製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル」を半分程度までさげること。	新規の雇用を創出する目的で、村が直接酒類製造免許を取得し醸造工場を稼動させたい。 しかし、税務署との数度の協議において、次の3点を指摘されている。 ① 地方公共団体に対して製造免許は、試験免許以外は原則として与えない。 ② 檜原村のじゃがいもが特産品であることの認知度の問題 ③ 製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル、720ミリリットル瓶で約14，000本程度の生産設備が必要 そのため、村内(村)での製造ができず、北海道での委託製造となっているため、焼酎製造免許の規制緩和を求めるもの	C	—	酒類の製造者は、所得の有無にかかわりなく酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分に応じた客観的な水準として最低製造数量基準を定め、これを満たすことを免許の要件としているところである。			C	—					1024010	檜原村	東京都	財務省
070040	特定農業者以外の者による特定酒類の製造事業	構造改革特別区域法第28条	構造改革特別区域内において、農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	山間地の非農家民宿旅館等経営者による地域産の原材料を使って作るどぶろく（果実酒を含む）等の製造並びに利用者への提供	非農家民宿及び旅館において特定酒類の製造並びに宿泊客への提供を行うことにより、激減する観光客集客を取り戻すことにより地域の活性化を図る。 具体的には、激減する観光客（特に宿泊客）を呼び込むため、グリーンツーリズム事業(山村体験型）と特定酒類(どぶろく)を提供することとを連携した、新たな観光スポットとしての地位を創り上げ、地域の活性化を図っていく。 八代市泉町は、九州中央山地国定公園、五木五家荘県立自然公園に指定され、平家落人伝説で知名度の高い秘境「五家荘」を有し、これまでに観光振興による地域づくりに取り組んできた。 しかしながら、近年の経済情勢や社会環境の変化で、観光入込客が減少傾向にあり、有効な対策が打ち出せないでいる。 こうした中で、五家荘地区には以前「五家ビール」という銘柄の幻の「どぶろく」が伝えられていたことがあり、このことと、近年のグリーンツーリズム事業の広がりを受けて、山村体験メニューを充実させ、民宿旅館業者が積極的に関わりながら、米の収穫体験などを通して新たな事業の創設に向けた環境整備を図るものである。 現在の「どぶろく特区」の規制枠では、自家生産原材料を使用しての製造しか認められていないので、五家荘地域のように急峻な山間地では生産拠点である水田が無く原材料を他の地区から求めなければならず、生産可能な泉町全域からの原料購入または委託生産等によって確保した場合においても製造・提供が出来るように規制を緩和することで、五家荘地区の民宿旅館関係者でも制度活用の道が開け、地域ブランドの確立によって宿泊客の確保とリピーターの増加が見込まれ、地域全体としての底上げによる活性化が期待される。	C	—	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、民宿等を併せ営む農業者であれば自ら生産した米を原料とするため原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を営む農業者に限定したものである。	地域で生産された米を直接購入するなど、原料コスト低減や納税の確保ができるのであれば提案主体の要望が実現できるか、右の提案主体からの意見をもとに再度検討し、回答されたい。	本提案において「非農家民宿旅館等経営者」としたのは、提案区域内において、具体的には、保有山林面積1ha以上の林家民宿旅館等経営者であり、当区域内に11戸となっており特定可能な民宿旅館である。本提案は、五家荘地区以外の米農家と、五家荘地区の林家民宿旅館が委託生産若しくは、直接購入によって安価に原料となる米を確保することを想定している。補足資料の理由により米の自家生産者自らではなくとも、泉町管内に限定して、委託生産方式等をとることにより、採算性や税務当局の実態把握に問題は生じず、他のどぶろく特区と同様の効果及び制度の円滑なる実施が可能である。	C	—	前回の回答で述べたとおり、民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原料とすることで原料コストの低減が図られ、酒税の納税に支障をきたすことが少なくなるのではないかと考えられたことや、民宿等を営む農業者がその農家民宿等で濁酒を提供することを通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、本特例の対象者は、原料を自ら生産する農業者であり、かつ、構造改革特別区域を訪れる者に対し、農家民宿等で酒類を提供することを業とする者に限定して認められたものである。	本提案は、生産農家からの直接購入による原料コストの低減や、グリーンツーリズムの推進による地域の活性化を図りたい等、貴省の回答に合致した提案である。右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	申請区域内の対象者は、山間地の段々畑により野菜等しか生産しておらず、米の生産は労働力不足の状況、機械化もできない等による経営面からも、原料米を生産者から直接求める方が自家生産米より割安と思われる。また、直接購入とすることにより一般販売店からの購入と比べても割安である。但し、購入米は指定地域内産に限定する。当該申請区域におけるどぶろく製造対象者は限られており、民宿旅館業と兼ねることでどぶろくの消費量も見込めるため、採算面を見ても有利になる(別添資料参照)。また、対象者を民宿旅館等経営者とすることで、税務当局の違法行為等の実態把握も容易になる。		1067010	八代市	熊本県	財務省
070040	特定農業者以外の者による特定酒類の製造事業	構造改革特別区域法第28条	構造改革特別区域内において、農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	現行法で規定されている酒造業者の最低醸造量6KLを緩和したどぶろく特区をさらに緩和し、食品業者による製造を認めていただきたい。	今回のどぶろく特区の提案は、地域資源としての山田錦の多様な活用を引き出すことであるので、農家以外の食品業者による製造を認めることで、より大きな地域活性化に役立つ潜在的マーケットが姿を現すと考える。現在のままでは、各地域のポテンシャルを十分引き出せているとは思えない。酒税の納税が確保されるのなら問題はないと考える。	C	—	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、民宿等を併せ営む農業者であれば自ら生産した米を原料とするため原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を営む農業者に限定したものである。	地域で生産された米を直接購入するなど、原料コスト低減や納税の確保ができるのであれば提案主体の要望が実現できるか再度検討し、回答されたい。		C	—	前回の回答で述べたとおり、民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原料とすることで原料コストの低減が図られ、酒税の納税に支障をきたすことが少なくなるのではないかと考えられたことや、民宿等を営む農業者がその農家民宿等で濁酒を提供することを通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、本特例の対象者は、原料を自ら生産する農業者であり、かつ、構造改革特別区域を訪れる者に対し、農家民宿等で酒類を提供することを業とする者に限定して認められたものである。				1057010	三木商工会議所青年部	兵庫県	財務省
070050	どぶろく製造方法の緩和	構造改革特別区域法第28条	酒税法の特例が認められているその他の醸造酒（濁酒）は、自ら生産した米等を原料として発酵させたもので、こさないものに限ることとされている。	現行法で規定されている清酒とは米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたものということで、一度こしたものは清酒となるということだが、この規制をどぶろく特区適応地域に限り、緩和していただいて清酒メーカーが販売している濁り酒などをこすために使っているものを使ってこしたものまでをどぶろくとして認めていただきたい。	現行法で規定されている清酒とは米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたものということで、一度こしたものは清酒となるということなので、どぶろくとは一度もこさないものをさす、これを少し緩和し、どぶろく特区適応地域に限り、一定の方法でこす場合にのみ、それを清酒ではなく、どぶろくとしてみとめて頂きたい。清酒メーカーが販売している濁り酒などをこすために使っている粗いメッシュを使ってこしたものは認められている。これは清酒がどぶろくの領域に近いところまで侵食している例だが、どぶろくが清酒に近づいてゆく道は閉ざされている。どぶろく特区が地域の資源の多様な活用を引き出す目的で行われているものなら、どぶろくの多様性を認めない方向で今後とも成果が上がるのかを検討していただいた上で、どぶろく特区適応地域に限り、一定の方法でこす場合にのみ、それを清酒ではなく、どぶろくとして認めて頂きたい	C	—	酒税法では、酒類を原料・製法等により定義・区分し、それぞれの酒類に対して税率を定めている。このように酒税法上の酒類の定義は課税対象の定義そのものであり、その見直しを求める提案は、「単に税財源措置の優遇を求めるもの」に該当することから、今回の募集に際してホームページに明示されているとおり、検討の対象とはならないものである。 なお、濁酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、その対象酒類を保存性や流通性の乏しい濁酒について認めたものであり、これを清酒について認めることはできない。	本提案は、酒類の定義についての見直しを求めているものではなく、どぶろくを一定の方法でこすというどぶろくのままでの多様化を求めているものであり、税財源措置の優遇にはあたらない。貴省においては、どぶろくをこすことが可能であるかを再度検討し、回答されたい。		C	—	前回の回答で述べたとおり、酒税法では、酒類を原料・製法等により定義・区分し、それぞれの酒類に対して税率を定めている。どぶろくの製造工程に「こす」という行為を加えることは、清酒の製造にあたることから、これを清酒ではなくどぶろくとして認めることは酒類の定義の見直しにほかならず、本提案は、検討の対象とはならないものである。	本提案は、税率の安い清酒としてとして認めるよう求めているのではないため、税財源措置の優遇にはあたらない。 貴省においては、どぶろくをこすことが可能であるかを再度検討し、回答されたい。			1057020	三木商工会議所青年部	兵庫県	財務省